

## 岡崎市指定地域生活支援事業の給付等に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は岡崎市指定地域生活支援事業の給付等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、給付を行うために必要な基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において障がい者等とは要綱第2条第4項に規定される者とする。

2 この基準において基準額とは要綱第3条に規定する費用とする。

3 この基準において指定事業者とは要綱第1条に規定する事業者とする。

4 この基準において指定事業所とは指定事業者が地域生活支援事業を行う事業所とする。

### (事業費用の基準額)

第3条 要綱第3条の規定により岡崎市長が定める基準額のうち、移動支援事業に係るものは別表第1のとおりとし、日中一時支援事業に係るものは別表第2のとおりとする。

### (移動支援)

第4条 指定事業者は、障がい者等に移動支援事業を提供した時間に応じた金額を1日につき基準額として算定する。ただし、提供開始後に第三者による監督等移動支援の提供がなくても安全が担保される等の理由により、移動支援の中断を事業者及び利用者間で合意し、その後移動支援の提供を再開した場合、当該中断時間が30分を超えた場合は提供時間より控除するものとする。(30分単位で控除し、残った端数時間が15分までである場合は切り捨て、15分を超えた場合は切り上げとする。)

2 次のいずれかの要件を満たすと所長が認めた障がい者等に対し、2人の指定事業所従業者により移動支援事業を提供した場合は、当該利用日についてそれぞれの従業者が提供した時間に応じた金額を合算して算定する。

(1) 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) その他障がい者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準ずると認められる場合

(日中一時)

第5条 指定事業者は、障がい者等に日中一時支援事業を提供した時間(送迎に係る時間は除く。)及び以下に規定する障がい者等の区分に応じた金額を1日につき基準額として算定する。

- (1) 単価Ⅰについては、次号及び第3号のいずれにも該当しない者に対して日中一時支援を行った場合に算定する。
- (2) 単価Ⅱについては、次のいずれかに該当すると所長が認めた者に対して日中一時支援を行った場合に算定する。(次号に基づいて算定する者を除く。)

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第一の認定調査票における次の(一)から(五)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(五)までに掲げる状態のいずれか一つに該当する者。

- (一) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」
- (二) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」
- (三) 移動 「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」
- (四) 排尿 「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」
- (五) 排便 「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」

厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)第4号に該当する者。

障がい児及び未就学障がい児であって、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)に定める区分3に該当する者。

別表第3に基づき算出したスコア(以下「医療スコア」という。)が15点以上の者。

- (3) 重心については、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同法同条第2項に規定する診療所であって入院させるための施設を有するもの又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設(以下「病院等」という。)である指定事業所において、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい者等(以下「重症心身障がい者等」という。)であると所長が認めた者に対して、日中一時支援を行った場合に算定する。

2 以下の要件を満たす者については、前項にて算定した金額に各号に

定めた

金額をそれぞれ基準額に加算する。

(1) 低所得者食事提供加算

要綱第9条第2号、3号及び第4号に該当する利用者に対して、指定事業所において従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等、指定事業者の責任において食事提供のための体制を整えているとして岡崎市長に届け出た指定事業所において、利用者に対し食事の提供を行った場合に、1日につき所定金額を加算する。

(2) 送迎加算

利用者に対して、その居宅等(事前に指定事業者と利用者の間で定めた特定の場所に限る。)と指定事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定金額を加算する。

(3) 重心加算

病院等以外の指定事業所が、重症心身障がい者等であると所長が認めた者(次号で定める加算の対象となるものを除く。)に対して、日中一時支援を行った場合に、提供時間に応じた金額を加算する。

(4) 医療的ケア加算

岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準第43条の2に定めた体制を満たしているとして岡崎市長に届け出た指定事業所において、医療的ケアを要すると所長が認めた障がい者等に日中一時支援を行った場合に、医療スコアによる重症度及び提供時間に応じた金額を加算する。

型 医療スコアが35点以上の者

型 医療スコアが25点以上35点未満の者

型 医療スコアが15点以上25点未満の者

(5) 未就学児受入加算

岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準第43条の3に定めた体制を満たしているとして岡崎市長に届け出た指定事業所において、岡崎市指定地域生活支援事業の給付等に関する要綱第21条第1項第3号に定めた障がい児に対し児童発達支援利用の前後に日中一時支援を行った場合に、1日につき所定金額を加算する。

(利用者負担額の特例)

第6条 要綱第9条に規定する別に市長が定める費用は前条第2項第4

号の医療的ケア加算及び第5号の未就学児受入加算とする。

附則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成31年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。